

道立高等学校長庁内公募に係る質問及びそれに対する回答

令和元年12月17日現在

No.	項目	質問	質問に対する回答	備考
1	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	普通科単位制高校で実施すべき取組と小規模の職業学科及び総合学校で実施すべき取組について、それぞれ3つが掲げられているが、3つ全てに取り組む必要があるのか。	それぞれ、3つ全てについて取り組んでいただく考えです。	
2	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	普通科単位制の取組として挙げられている「勤務のシフト制導入による働き方改革の実践」について、どのようなもので、どうやって取り組んだらよいのか。	この「勤務のシフト制」については、基本的には、7時間45分の勤務の開始時間を職員のその日の業務に応じてスライドするといったものを想定しているが、4月1日まではより具体的なものをお示しし、働き方改革に取り組んでいただく考えです。	
3	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	小規模の職業学科及び総合学科の取組について、余市紅志高校のみ具体的な学校名が挙がっているのはなぜか。	余市紅志高校については、地元余市町との協議が進んでいることから、学校名を提示した募集とし、通知に添付の「余市紅志高校における新たな学び」を「地域産業を踏まえた教育活動の実践」として公募するものです。	
4	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	(3)に全ての道立高校に係る自由な提案とあるが、どんな提案でもよいのか。	文字どおり、全ての道立高校における自由な提案を募集するものであり、ポンチ絵には「新たな魅力の創造（学科転換を含む）」や「学び直し」を例として挙げているが、これに限ったものではない。	
5	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	(4)に令和2年度については、若干名での実施を予定しているとあるが、どのくらいの人数か。	2、3名を予定しているが、応募状況等により多少の増減はあり得る。	
6	要項 2 令和2年度の対象校と実施すべき取組	(4)の「提案しようとする高校の校長が異動後1年目であるなど人事上の都合により、令和3年度からの配置とする場合も想定している」とは、具体的にどういう意味か。	ある学校で取組を提案しようとした場合に、その学校の現在の校長が異動後1年目であるなどの人事上の都合により、令和2年度ではなく、翌3年度からの校長配置とすることもあり得るという意味です。	
7	要項 3 対象職員	令和2年3月31日現在58歳以下の者とは、具体的には定年まで何年ある者か。	本年度末で定年まで2年の者です。なお、本年度末で定年又は定年まで1年の者であっても、3の本文の「なお、」以下の規定により提案を受け付けます。	
8	要項 3 対象職員	(1)に道立学校長又は市町村立高校長とあるが、当該学校の校長として異動後1年目でも公募の対象となるのか。	異動後1年未満の校長であっても、応募することは可能です。	

No.	項目	質問	質問に対する回答	備考
9	要項 3 対象職員	校長が、現在の勤務校を希望校として応募できるのか。	応募可能です。その場合、現勤務校での取組状況や、適任となった場合、5年から現校での校長年数を減じた勤務年数がよいのかなど面接等の際に確認します。	
10	要項 3 対象職員	(2)及び(3)に令和2年度校長採用選考を受検している者とあるが、校長採用登録になっていなくても応募できるのか。	令和2年度校長採用選考を受検中であれば、応募できます。ただし、公募校長として適任となるためには、校長採用登録されることが条件となります。	
11	要項 4 応募手続	現在、副校長や教頭である者が応募する場合、所属長である校長の意見は必要ないのか。	個人の自由意思で応募してもらおうとする観点から所属長意見は不要としたものです。	
12	要項 6 適任となった者の取扱い	(1)に、適任と認められた者は、原則として令和2年度当初人事異動で希望する校長として配置とあるが、配置されない場合はあるのか。	上記設問6の場合や、同一校への希望者が2名いた場合で、選ばれなかった1名について希望校以外での公募による異動の打診をする可能性などを想定したものです。	
13	要項 6 適任となった者の取扱い	(2)に、公募校長は原則5年当該校で継続して勤務とあるが、5年未満となる場合はどういうものを想定しているのか。	希望校が小規模であり、要項2に規定する実施すべき取組が5年未満で達成できるなど、面接の際に認められた計画が5年未満である場合や、公募校長本人が途中で異動を申し出た場合などを想定している。	
14	応募用紙 全体	改革実現のためのアイデアや5年間の学校経営目標について、もっと記載したいが欄が小さい。	欄が小さい場合は、応募用紙とは別の紙（A4用紙1，2枚）に記載いただくことも可能ですし、プレゼンテーション用に別の資料（ポンチ絵など）を用意いただくことも可能です。	
15	応募手続 日程	応募用紙の提出期限が12月27日（金）となっているが、多少遅れても大丈夫か。	面接日を年明けの1月9日又は10日としており、1月6日に応募者あて面接時間等を連絡する必要があることから、12月27日までには、最低限、応募の意思について教職員課に連絡いただきたい。この場合、応募用紙については1月6日までに教職員課に提出いただきたい。なお、プレゼンテーション用の資料は面接当日持込みも可能です（この場合、当日持込みの有無を事前に確認させていただきます。）。	